

事務連絡  
令和3年4月23日

高知県医師会長  
高知県歯科医師会長  
高知県薬剤師会長 様  
高知県訪問看護連絡協議会長  
高知県助産師会長

高知県健康政策部医療政策課長

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制  
確保支援補助金について

平素より本県の医療行政に、ご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。  
標記補助金について、詳細が下記厚生労働省ホームページに掲載されましたので  
お知らせします。ついては、同ホームページについて貴会の関係医療機関等にご周  
知願います。

記

厚生労働省ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17941.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html)

注1) 補助対象医療機関について

本補助金は、原則として、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関等は対象外となります。ただし、同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関については、同補助金の補助基準額（上限額）が本補助金の補助基準額（上限額）より低い場合は、差額について本補助金の申請をすることができます。

注2) 申請窓口について

本補助金の申請窓口は厚生労働省となっていますので、補助金にかかる対象期間や対象経費といった制度内容にかかるお問い合わせは、以下のコールセンターまで願います。

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター  
0120-336-933（平日9:30～18:00）

○その他、本通知文書にかかる問い合わせ先  
高知県健康政策部医療政策課 長崎（088-823-9749）

- 以下は、厚生労働省ホームページより、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の概要(薬局関連部分)を抜粋したものです。内容については、厚生労働省ホームページまたは厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンターにて、ご確認ください。

### 補助基準額(上限額)及び補助の対象経費

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」(\*)による補助を受けていない医療機関等

・薬局 20万円

#### 【薬剤師会による補足】

- ①\*の補助金は、令和2年12月15日から令和3年3月31日までに要した経費を対象に、令和3年2月3日から28日の間に申請を受け付けた補助金で、補助基準額や補助の対象経費、申請書提出先は、令和3年度補助金と同じです。なお、受付期間が短く、令和3年2月時点で令和3年度の補助についても決まっていたため、薬剤師会から会員薬局への補助事業のご案内は行いませんでした。
- ②令和2年度に行われた「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助(申請先;高知県健康政策部医事薬務課。薬局の補助上限額;70万円)を受けた薬局も補助対象となります。

### 補助の対象経費

補助の対象経費については、令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する次の経費です(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)

・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象になりません。

※本補助金は令和3年度の補助金であり、令和2年度の経費は対象になりません

### 申請書の提出

- (1)提出期限 令和3年9月30日(当日消印有効)
- (2)提出方法 以下へ郵送してください。

住所: 〒119-0397 銀座郵便局留

宛先: 厚生労働省新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金  
担当宛